



(昭和五十七年法律第八十五号) 第二条第二項に規定する北方領土隣接地域をいう。)の振興及び住民の生活の安定に関する政策企画及び立案並びに推進に関すること。

四十二 アイヌの伝統及びアイヌ文化に関する事務の援助及び助成に関すること。

四十三 防災のための住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に関すること。

四十四 都市計画及び都市計画事業に関すること。

四十五 土地区画整理事業、市街地再開発事業、民間都市開発事業その他の市街地の整備改善に関すること。

四十六 駐車場及び自動車車庫に関すること。

四十七 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の規定による資金の貸付けに関すること。

四十八 都市公園その他の公共空地及び保勝地の整備及び管理(皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑にあっては、これらの整備に限る。)に関すること。

四十九 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関すること。

五十 市民農園の整備の促進に関すること。

五十一 屋外広告物に関すること。

五十二 古都(明日香村を含む。)における歴史的風土の保存に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

五十二の二 水道に関する事務の飲用に供する水の利用に関すること。

五十三 下水道に関する事務。

五十四 河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理に関する事務。

五十五 水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関する事務。

五十六 流域における治水及び水利に関する施策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

五十七 公有水面の埋立て及び干拓に関する事務。

五十八 運河に関する事務。

五十九 砂防に関する事務。

六十 地すべり、ぼた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関する事務。

六十一 海岸の整備、利用、保全その他の管理に関する事務。

六十二 水防に関する事務。

六十三 公共土木施設の災害復旧事業に関する事務。

六十四 道路の整備、利用、保全その他の管理に関する事務。

六十五 有料道路(その附帯施設を含む。)の供給、建設、改良及び管理並びにその居住環境の整備に関する事務。

六十六 住宅(その附帯施設を含む。)の供給、資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関する事務。

六十七 独立行政法人住宅金融支援機構の行う被災地における土地及び建物の権利の保全に関する事務。

六十九 建築物(浄化槽を含む。)に関する基準に関する事務。

七十 建築士に関する事務。

七十一 建築物の質の向上その他建築の発達及び改善に関する事務。

七十二 鉄道、軌道及び索道の整備並びにこれらの整備及び運行に関する環境対策に関する事務。

七十三 鉄道、軌道及び索道による運送並びにこれら事業の発達、改善及び調整に関する事務。

七十四 鉄道、軌道及び索道の安全の確保に関する事務。

七十五 鉄道、軌道及び索道に関する事故並びにこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関する事務。

七十六 鉄道、軌道及び索道の用に供する車両信号保安装置その他の陸運機器の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器の製造に関する事業の発達、改善及び調整に関する事務。

九十一 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する事務。

九十二 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関する事務。

九十三 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務。

九十四 削除

九十五 モーターボート競走に関する事務。

九十六 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関する事務。

九十七 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関する事務。

九十八 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関する事務。

九十九 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する事務。

百一 航空事故及び航空事故の兆候の原因並びに航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関する事務。

百十 航空路、航空交通管制、飛行計画及び航空機の運航に関する情報の提供に関する事務。

百十一 航空事故及び航空事故の兆候の原因並びに航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関する事務。

百十二 官公序施設の整備(官公序施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第百八十一号)第十条第一項各号に掲げるものに限る。)並びに官公序施設に関する基準の設定、指導及び監督に関する事務。

百十三 地方公共団体その他政令で定める公共的団体からの委託に基づき、建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

百十四 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務。

百十五 所掌事務に関する情報化に関する事務。

これらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に関する事務。

八十三 道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務。

八十四 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関する事務。

八十五 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関する事務。

八十六 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関する事務。

八十七 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関する事務。

八十八 タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関する事務。

八十九 海事思想の普及及び宣伝に関する事務。

九十一 船舶のトン数の測度及び登録に関する事務。

九十二 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関する事務。

九十三 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務。

九十四 削除

九十五 モーターボート競走に関する事務。

九十六 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関する事務。

九十七 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関する事務。

九十八 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関する事務。

九十九 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する事務。

百一 航空事故及び航空事故の兆候の原因並びに航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関する事務。

百十 航空路、航空交通管制、飛行計画及び航空機の運航に関する情報の提供に関する事務。

百十一 航空事故及び航空事故の兆候の原因並びに航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関する事務。

百十二 官公序施設の整備(官公序施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第百八十一号)第十条第一項各号に掲げるものに限る。)並びに官公序施設に関する基準の設定、指導及び監督に関する事務。

百十三 地方公共団体その他政令で定める公共的団体からの委託に基づき、建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

百十四 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務。

百十五 所掌事務に関する情報化に関する事務。

百一 港湾の整備、利用、保全及び管理に関する事務。

百二 航路の整備、保全及び管理に関する事務。

百三 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に係る事務。

百四 航空運送及び航空に関する事業(航空機及びその装備品の生産(修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。)に関するもの)の発達、改善及び調整に関する事務。

百五 航空機の登録及び航空機抵当に関する事務。

百六 航空機の安全の確保及び航空機の航行に起因する障害の防止並びに航空機の航行の安全の確保に関する事務。

百七 航空機及びその装備品の修理及び改造(航空運送事業者又は航空機使用事業者の行う自家修理及びこれに準するものに限る。)並びに流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務。

百八 航空従事者の教育及び養成並びに航空従事者に関する証明に関する事務。

百九 空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港その他の飛行場(以下「空港等」という。)及び航空保安施設の設置及び管理並びに空港等の設置及び管理に関する環境対策に関する事務。

百十 航空路、航空交通管制、飛行計画及び航空機の運航に関する情報の提供に関する事務。

百十一 航空事故及び航空事故の兆候の原因並びに航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関する事務。

百十二 官公序施設の整備(官公序施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第百八十一号)第十条第一項各号に掲げるものに限る。)並びに官公序施設に関する基準の設定、指導及び監督に関する事務。

百十三 地方公共団体その他政令で定める公共的団体からの委託に基づき、建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

百十四 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務。

百十五 所掌事務に関する情報化に関する事務。

百十六 所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に係ること。

百十七 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）第二十二条第一項に規定する交通安全基本計画をいう。）に係る事項の実施に関する関係行政機関の事務の調整にすること。

百十七の二 自転車活用推進計画（自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）第九条第一項に規定する自転車活用推進計画をいう。）の作成及び推進にすること。

百十八 海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）第九条に規定する事務

百十九 気象業務に関する基本的な計画の作成及び推進にすること。

百二十 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報並びに気象通信に関するこ

百二十一 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びに気象、地象及び水象に関する情報に関するこ

百二十二 気象測器その他の測器に関するこ

百二十三 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第五条に規定する事務

百二十四 建設技術、運輸技術及び気象業務に関連する技術に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに建設技術、運輸技術及び気象業務に関連する技術に関する指導及び普及と。

百二十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に係る国際協力に関するこ

百二十七 国立研究開発法人建築研究所が行う地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修に関する関係行政機関の事務の連絡調整にすること。

百二十八 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき国土交

通省に属させられた事務

前項に定めるもののはか、国土交通省は、前

条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策について、当該重要政策に関して閣議において決定さ

れた基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

**第三章 本省に置かれる職及び機関**

#### 第一节 特別な職

国土交通省に、技監一人及び国土交通審議官三人を置く。

技監は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に係る技術を統理する。

国土交通審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

#### 第二节 審議会等

##### 第一款 設置

本省に、次の審議会等を置く。

国土審議会

社会資本整備審議会

交通政策審議会

運輸審議会

2 前項に定めるもののはか、別に法律で定めるところにより国土交通省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

#### 第六条

本省に、次の審議会等を置く。

国土審議会

社会資本整備審議会

交通政策審議会

運輸審議会

地保全法（昭和四十一年法律第百一号）、近畿整備法（昭和三十九年法律第百二十九号）、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号）、北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）、土地基本法（平成元年法律第八十四号）、地価公示法、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）、国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）及び豪雪地帯対策特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

#### 第十二条

この款に定めるもののはか、国土審議会の組織及び所掌事務その他国土審議会に

必要な事項は、政令で定める。

#### 第十三条

この款に掲げる事務をつかさどる。

#### 第十四条

この款に定める事項に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要な事項を調査審議すること。

#### 第十五条

この款に規定する重要な事項に關し、関係行政機関（不動産業及び宅地に関する事項については国土交通大臣、官公署施設に関する事項については関係国家機関）に意見を述べること。

#### 第十六条

この款に規定する事項に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要な事項を調査審議すること。

#### 第十七条

この款に規定する事項に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要な事項を調査審議すること。

#### 第十八条

この款に規定する事項に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要な事項を調査審議すること。

#### 第十九条

この款に規定する事項に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要な事項を調査審議すること。

#### 第二十条

この款に規定する事項に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要な事項を調査審議すること。

#### 第二十一条

この款に規定する事項に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要な事項を調査審議すること。

#### 第二十二条

この款に規定する事項に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要な事項を調査審議すること。

#### 第二十三条

この款に規定する事項に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要な事項を調査審議すること。

#### 第二十四条

この款に規定する事項に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要な事項を調査審議すること。

#### 第二十五条

この款に規定する事項に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要な事項を調査審議すること。

#### 第二十六条

この款に規定する事項に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要な事項を調査審議すること。

#### 第二十七条

この款に規定する事項に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要な事項を調査審議すること。

#### 第二十八条

この款に規定する事項に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要な事項を調査審議すること。

#### 第二十九条

この款に規定する事項に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要な事項を調査審議すること。

#### 第三十条

この款に規定する事項に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要な事項を調査審議すること。

#### 第三十一条

この款に規定する事項に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要な事項を調査審議すること。

#### 第三十二条

この款に規定する事項に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要な事項を調査審議すること。

に当該特別の事項に關し学識経験を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。

#### 第十二条

特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第十三条

第八条第四項の規定は、特別委員に準用す

#### 第十四条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第十五条

第八条第四項の規定は、特種委員に準用す

#### 第十六条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第十七条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第十八条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第十九条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第二十条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第二十一条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第二十二条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第二十三条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第二十四条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第二十五条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第二十六条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第二十七条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第二十八条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第二十九条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第三十条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第三十一条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第三十二条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第三十三条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第三十四条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第三十五条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第三十六条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第三十七条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第三十八条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第三十九条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第四十条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第四十一条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第四十二条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第四十三条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第四十四条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第四十五条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第四十六条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第四十七条

特種委員は、その任命に係る当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### 第四十八条





(運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所)	第三十七条 国土交通大臣は、地方運輸局又は運輸監理部の所掌事務の一部を分掌させるため、運輸支局を置くことができる。
2 運輸支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。	2 運輸支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
3 運輸支局の所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。	3 運輸支局の所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。
4 國土交通大臣は、地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の所掌事務所を置くことができる。	4 國土交通大臣は、地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の所掌事務所を置くことができる。
5 地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。	5 地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。
6 (地方航空局) 地方航空局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第一項第百四号、第百六号から第百八号まで、第一百九号(空港等に関する国らの直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るものを除く)、第百十号(航空路、航空交通管制(航空路管制及び進入管制に限る)及び飛行計画の承認に係るものをお除く)、第一百十一号(運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に係るものに限る)、第一百十四号及び第一百二十八号に掲げる事務を分掌する。	6 (地方航空局) 地方航空局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第一項第百四号、第百六号から第百八号まで、第一百九号(空港等に関する国らの直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るものを除く)、第百十号(航空路、航空交通管制(航空路管制及び進入管制に限る)及び飛行計画の承認に係るものをお除く)、第一百十一号(運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に係るものに限る)、第一百十四号及び第一百二十八号に掲げる事務を分掌する。
2 地方航空局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。	2 地方航空局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。
3 地方航空局の所掌事務の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。	3 地方航空局の所掌事務の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。
4 (航空交通管制部) 第四十一条 航空交通管制部は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第一項第百十号(航空交通管制(航空路管制及び進入管制に限る)及び飛行計画の承認に係るものに限る)及び第一百二十八号に掲げる事務の全部又は一部を分掌する。	4 (航空交通管制部) 第四十一条 航空交通管制部は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第一項第百十号(航空交通管制(航空路管制及び進入管制に限る)及び飛行計画の承認に係るものに限る)及び第一百二十八号に掲げる事務の全部又は一部を分掌する。
5 航空交通管制部の名称、位置及び所掌事務は、政令で定める。	5 航空交通管制部の名称、位置及び所掌事務は、政令で定める。
6 航空交通管制部の管轄区域は、国土交通省令で定める。	6 航空交通管制部の管轄区域は、国土交通省令で定める。
2 氣象台を置くことによる。	2 気象台を置くことによる。
3 第四十八条 気象庁に、地方支分部局として、管区気象台を置く。	3 第四十八条 気象庁に、地方支分部局として、管区気象台を置く。

第五節 海上保安庁	第五十二条 海上保安庁については、海上保安庁法(これに基づく命令を含む)の定めるところによる。
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。	第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。
第二条 国土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。(所掌事務の特例)	第二条 国土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。(所掌事務の特例)
第三条 第四条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。(所掌事務の特例)	第三条 第四条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。(所掌事務の特例)
第四条 第四十二条 気象庁の長は、気象庁長官とする。(長官)	第四十二条 気象庁の長は、気象庁長官とする。(長官)
第五条 第四十三条 気象庁は、観光立国の実現に向けて、魅力ある観光地の形成、国際観光の振興その他、他の観光に関する事務を行うこととする。(所掌事務)	第五条 第四十三条 気象庁は、観光立国の実現に向けて、魅力ある観光地の形成、国際観光の振興その他、他の観光に関する事務を行うこととする。(所掌事務)
第六条 第四十四条 気象庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第二十号の二から第二十三号まで、第二百二十五号及び第二百一十八号に掲げる事務をつかさどる。	第六条 第四十四条 気象庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第二十号の二から第二十三号まで、第二百二十五号及び第二百一十八号に掲げる事務をつかさどる。
第七条 第三節 気象庁 第一款 任務及び所掌事務(長官)	第七条 第三節 気象庁 第一款 任務及び所掌事務(長官)
第八条 第四十五条 気象庁の長は、気象庁長官とする。(所掌事務)	第八条 第四十五条 気象庁の長は、気象庁長官とする。(所掌事務)
第九条 第四十六条 気象庁は、気象業務の健全な発達を図ることを任務とする。(所掌事務)	第九条 第四十六条 气象庁は、気象業務の健全な発達を図ることを任務とする。
第十条 第四十七条 気象庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第十六号、第一百十九号から第一百二十号まで、第二百二十四号から第二百二十六号まで及び第一百二十八号に掲げる事務をつかさどる。	第十条 第四十七条 気象庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第十六号、第一百十九号から第一百二十号まで、第二百二十四号から第二百二十六号まで及び第一百二十八号に掲げる事務をつかさどる。
第十一条 第四十八条 気象庁は、気象業務の健全な発達を図ることを任務とする。	第十一条 第四十八条 気象庁は、気象業務の健全な発達を図ることを任務とする。
第十二条 第四十九条 管区気象台(以下「管区気象台」という。)は、(管轄区域)管轄区域の管轄区域内において、管轄区域の所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。	第十二条 第四十九条 管区気象台(以下「管区気象台」という。)は、(管轄区域)管轄区域の管轄区域内において、管轄区域の所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。
第十三条 第五十一条 運輸安全委員会について(運輸安全委員会設置法(これに基づく命令を含む))の定めるところによる。	第十三条 第五十一条 運輸安全委員会について(運輸安全委員会設置法(これに基づく命令を含む))の定めるところによる。

期限	令和七年三月三十一日	法律
令和十五年三月三十日	山村振興法 離島振興法	半島振興法
令和九年三月三十一日	特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法	
一日		
	(国土審議会の委員の任命のために必要な行為に関する経過措置)	
	<b>第六条</b> 第八条第一項の規定による国土審議会の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。	
	(社会資本整備審議会の所掌事務の特例)	
	<b>第七条</b> 社会資本整備審議会は、第十三条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）の施行の日から四月（同法第三十条第十項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）を経過するまでの間、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。	
	(運輸審議会の所掌事務の特例)	
	<b>第八条</b> 運輸審議会は、第十五条第一項に規定する事務をつかさどるほか、当分の間、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十号）及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。	
	2 第十五条第二項から第四項まで及び第二十三条から第二十五条までの規定は、前項に規定する事項について準用する。	
	(地方支分部局の所掌事務の特例)	
	<b>第九条</b> 地方整備局は、第三十一条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日ま	
	島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる小笠原諸島振興開発審議会は、本省に置く。	
	(国土審議会の所掌事務の特例)	
	<b>第五条</b> 国土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。	

期限	令和七年三月三十一日	令和九年年三月三十一日	令和十五年年三月三十日	令和十五年年三月三十日	令和十五年年三月三十日
事務	振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他の当該計画の推進に関する事務	半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他の当該計画の推進に関する事務	特殊土壤地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他の当該計画の推進に関する事務	離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他の当該計画の推進に関する事務	北海道開発局は、第三十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる事務のほか、前項の表の上欄に掲げる日までの間、国土交通省の所掌事務のうち、それぞれ北海道の区域に係る同表の下欄に掲げる事務を分掌する。











内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。  
(政令への委任)

**第六条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則 (令和六年三月三〇日法律第六号) 抄**

**(施行期日)**  
**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。